

武蔵野市第四期基本構想・長期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四期基本構想・長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するため、武蔵野市第四期基本構想・長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 6人以内
- (2) 武蔵野市助役の職にある者 2人以内

(委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、長期計画の策定作業が終了するまでとする。

(招集等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(市民会議等)

第6条 委員会は、必要に応じて、広く市民の声を聴くために、市民会議等を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年9月29日から施行する。